

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

肝付町は、夏秋季には例年のように豪雨、台風に見舞われる。年平均降水量は2,756mmで、全国平均の1,718mm(国交省水資源部調べ)を上回っており、年間を通じて梅雨期から夏にかけて多い。夏から秋にかけての雨は台風、雷雨に伴う一時的な豪雨が多く水害を起こす原因となっている。

高山地区においては、風向により豪雨地帯が大別され、北東の風雨の場合、平野部に雨が強く荒瀬川、境川の増水を来たし、南西の風雨は高山川、本城川の増水を来たしている。内之浦地区においては、北東の風・東の風・南東の風の場合、国見山系南東斜面に多くの降雨があり、地質的に、花崗岩の上に花崗岩が風化してできたマサ土が覆っており、非常にもろく、崩れやすい土質も大きな被害をもたらす起因となっている。

また、台風の上陸経路により災害の程度が異なり、台風が薩摩半島に上陸した場合、最も風雨が強く、北東から南東の風雨が強い。そのため、雨量は平野部と山岳では北側に豪雨をもたらし、各河川とも増水を来たす。内之浦地区においては、東側に湾が開けている地域が点在し、風雨と河川増水による高潮被害を引き起こしている。

(洪水・津波：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地し、市街地地域である新富地区において広い範囲で0.5~2.0mの浸水が予想されているほか、内之浦地区において市街地全域が3.0m以上、沿岸部においては5.0m以上の津波による浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、土石流危険渓流は134箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は205箇所、地すべり危険箇所は1箇所、計340箇所が危険個所に指定されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26.2%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

平成19年以降に被害を受けた風水害は、下表のとおりである。被害は床下浸水が多く、死者が出ているのは、平成19年7月14日の台風4号のみとなっている。

年月日	災害種別	町の被害状況
平成19年7月10日 ~12日	大雨	総降水量224mm 床下浸水4棟
平成19年7月14日	台風4号	総降水量288mm 死者1人 家屋全壊1棟、一部破損2棟 床上浸水1棟、床下浸水38棟
平成20年9月18日	台風13号	総降水量360mm 家屋全壊2棟、半壊2棟、一部破損5棟 床上浸水12棟、床下浸水105棟
平成24年6月25日 ~28日	大雨	総降水量280mm 家屋全壊2棟、床下浸水9棟
平成26年6月27日 ~28日	大雨	総降水量369.5mm 床下浸水12棟

(2) 商工業者の状況

町の基幹産業は、稲作、さつまいも等の土地利用型農業、施設園芸、果樹、畜産、林業、漁業といった第一次産業であり、特に高山地区で米農家、畜産農家はその多くを占める。商工業者については高山地区の新富、前田は城下町の名残から商店街となっており、衣類や菓子といった専門の小売業が多く存在する。また、地区内においては一級河川である肝属川が流れており、国土交通省大隅河川国道事務所があることから建設業も広く存在している。

一方、内之浦地区の基幹産業は水産業であり、サバ類、アジ類の漁獲高が多く、県内シェアで約 40%と高いシェアを占めている。そのことから地区の中心部は鮮魚卸小売業、練り物製品製造業、魚介類を中心に扱う飲食業、釣り客をターゲットとした民宿等の宿泊業が多くみられる。

- ・ 商工業者等数 468 人 (令和元年 12 月現在)
- ・ 小規模事業者数 410 人 (令和元年 12 月現在)

【内訳】

○業種別

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	76	73	町内に広く分散しており、それぞれに浸水、土砂災害のリスクがある。
	製造業	36	29	災害が想定される地域には少なく、大きなリスクは見込まれない。
	卸小売業	144	120	各地区に集積地が存在するが、新富地区、南方地区は浸水被害が想定される。
	サービス業	175	156	商業集積地及び町内に広く分散しており、それぞれに浸水、土砂災害のリスクがある。
	その他	37	32	災害が想定される地域には少なく、大きなリスクは見込まれない。

○地域別

地区		商工業者数	小規模事業者数	備考
内之浦	北方	26	25	一部土砂災害の危険性が想定されるが、概ね災害は想定されていない。
	南方	72	69	内之浦地区の中心地。高い津波浸水が想定される。
	岸良	23	23	事業所が点在し、広範囲で土砂災害が想定される。
高山	波野	27	25	事業所が点在し、広範囲で土砂災害が想定され、交通網が遮断される恐れがある。
	新富	107	95	町の中心地。浸水被害、土砂被害が広範囲に想定される。
	前田	107	94	新興住宅地は標高も高く、災害は想定されない。川沿いでは一部浸水被害が想定される。
	後田	51	40	新興商業地。一部土砂崩れの危険がみられるが、浸水被害は想定されない。
	宮富	55	39	鹿屋市に隣接した商業地域。一部浸水の恐れがあるものの、概ね災害は想定されない。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合、㈱エール保険事務所と連携した損害保険への加入推進

※ 町防災計画における当会の役割

- ・被災者に対する衣料、生活必需品等の管理確保に関すること
- ・被災商工中小企業者に対する融資等の対策に関すること

II 課題

高山地区、内之浦地区の中心部がそれぞれ浸水被害、津波被害が大きく想定され、実際、高山地区では過去に多くの災害が達成しているにも関わらず、災害時の準備・備えがなされていない事業所が見られ、特に小規模事業者が多い。

当会と当町においては、町の中心部に位置し、同様に災害が想定されるものの、現状、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・ 平成27年に当町が策定した「肝付町地域防災計画書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や肝付町広報、ホームページ、SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

項目	現状	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
専門家派遣件数	未実施	2	2	2	2	2
セミナー開催件数	未実施	1	1	1	1	1
事業者 BCP 策定件数	未実施	6	6	6	6	6

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・ 当会は令和元年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・ 鹿児島県火災共済協同組合、榑山興商会エール保険事務所鹿屋支店と BCP 策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店鹿屋支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版 BCP」作成ミニワークショップセミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関（高山・内之浦漁業協同組合、鹿児島きもつき農業協同組合高山支所・内之浦支所等の町内各種団体）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・ 小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・ 毎年度、(仮称) 肝付町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当町）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP への掲載やチラシによる周知及び事務所における掲示をすることで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

項 目	現状	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事業者 BCP フォローアップ件数	未実施	-	6	12	18	24

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
- 被害状況の報告の基準は以下の通り。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県商工政策課へ報告する。

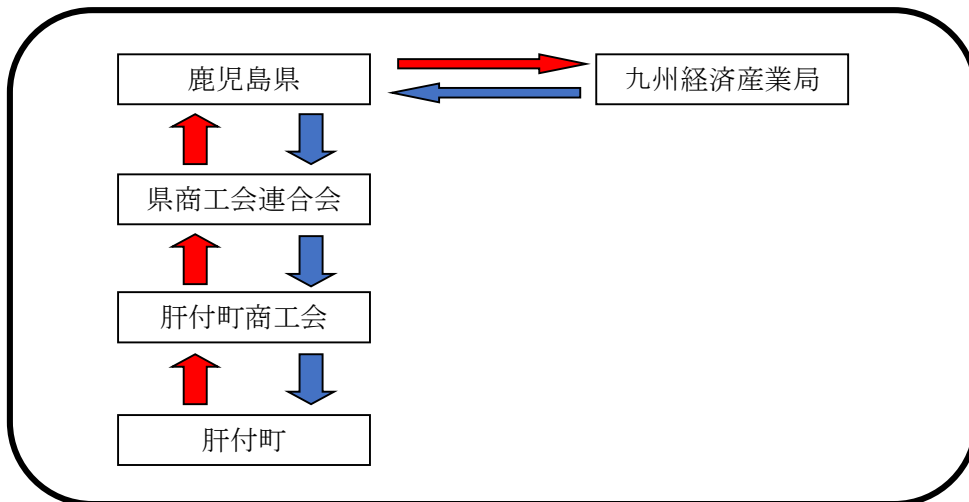
様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
 令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
 電話番号：
 メールアドレス：

被害合計金額

事業所名	住所	業種 （任意）	従業員数 （任意）	被害額 （被害の発生に よる金額、 おおよそで可）	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 （※注意 ※被災状況がつかぬ内容がある時は、
					土地 （壊壊土砂排除 費・整地費） （事業所敷地に限 る）	建物 （事業所関連に限 る）	機械設備	商品、原材料、 什掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

- ・ 当会と当町が共有した情報を、鹿児島県が指定する方法（下図）にて鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当会と当町にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合、県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。

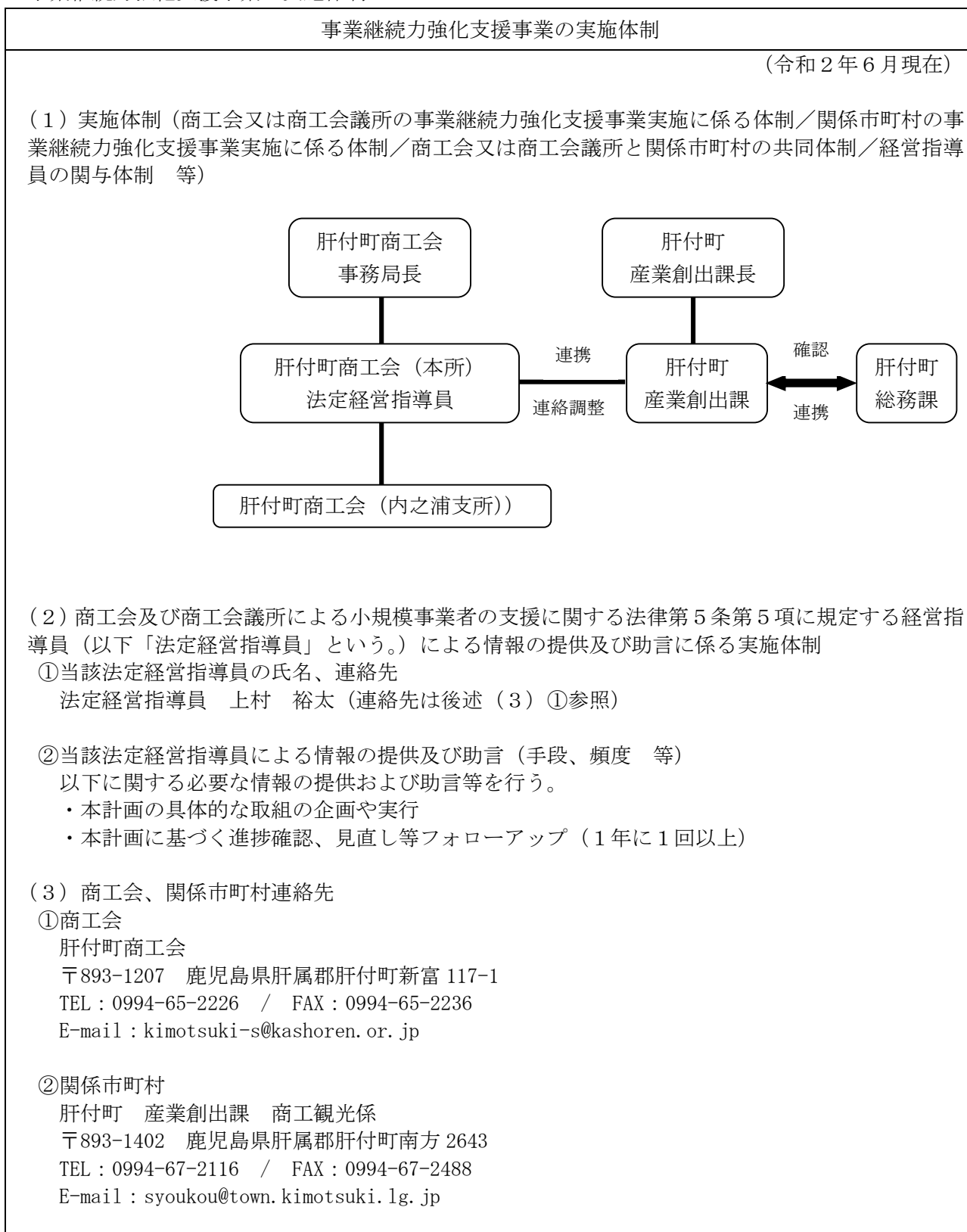
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	310	310	310	310	310
・ 専門家派遣費	120	120	120	120	120
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、肝付町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階
(2) 榑山興商会 エール保険事務所 鹿屋支店 代表者：支店長 吉松 佑哉 住 所：鹿児島県肝属郡肝付町富山1534-1
(3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 代表者：支社長 宮城 尚 住 所：鹿児島県鹿屋市新川町600番地
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 榑山興商会 エール保険事務所 鹿屋支店 (1)と同様の役割に加え、(3)の情報、ノウハウについて仲介を行う。 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。

連携体制図等

